

平成31年度 国民年金保険料が変わります

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 / 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

平成31年4月からの国民年金保険料 16,410円(月額)

○国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます

口座振替を利用すると、国民年金保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関等に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく便利です。

また、口座振替や前納制度を利用すると割引が適用されます。

平成31年度 国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

	1か月分		6か月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付及び 翌月末振替の口座振替)	16,410円	-	98,460円	-	196,920円	-	395,400円	-
毎月振替【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,360円	50円	98,160円	300円	196,320円	600円	394,200円	1,200円
6か月前納(現金納付)	-	-	97,660円	800円	195,320円	1,600円	-	-
6か月前納(口座振替)	-	-	97,340円	1,120円	194,680円	2,240円	-	-
1年前納(現金納付)	-	-	-	-	193,420円	3,500円	-	-
1年前納(口座振替)	-	-	-	-	192,790円	4,130円	-	-
2年前納(現金納付)	-	-	-	-	-	-	380,880円	14,520円
2年前納(口座振替)	-	-	-	-	-	-	379,640円	15,760円

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみの利用となります。

※クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額になります。

※平成32年(2020年)度の保険料額は16,540円(月額)です。

4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

申込 問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 / 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

4月より、産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。対象の方は申請をお願いします。

- 【対象者】** 国民年金第1号被保険者の産婦で、出産日が平成31年2月1日以降の方
- 【免除期間】** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6ヶ月間)の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいい、死産、流産、早産された方を含みます。
- 【申請時期】** 出産予定日の6か月前から届出可能です。
届出の期限はありませんが、申請が必須ですのなるべく早めに届け出てください。
- 【申請受付】** 住民福祉課 国保年金係(役場1階②番窓口) ※代理の方でも申請可能です。
- 【持ち物】**
- ・印鑑 ・年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
 - ・出産前に届出をする場合: 母子健康手帳など
 - ・出産後に届出をする場合: 原則不要(出産日を役場で確認します)
- ※母と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。既に保険料を前納している場合、産前産後期間の保険料は還付されます。